

『栄花物語』における藤原朝光像

——その叙述の特色——

川田 康 幸

一、序

本論では関院大将・藤原朝光に対する『栄花物語』での叙述の特色、描かれ方の特徴についての考察を加えた。朝光の父は右大臣師輔の二男、従一位関白太政大臣に至った藤原兼道、堀河殿と号した。母は醍醐天皇の皇子である有明親王の女・正二位に叙された昭子（能子）女王である。いづれ劣らぬ素晴らしい出自である。この朝光に関して関根慶子氏は、

父の最愛の子息で、『栄花』一二に「故堀河殿の御たからはこの大将の御もとにぞみなわたりになる」などとあり、『大鏡』三には「すべていみじかりし御よおほえにて御まじらひの程などことのほかにきらめき、やなぐひの水晶のはずもこの殿の思ひいで給へるなり」とあって、父在世中ははなやかに時めいたが、父の支えを失うと次第に勢力を失墜するという結果になったのは、時代の傾向でもあったろう。

（角田文衛監修『平安時代史事典』平成六年・角川書店「藤原朝光」条）

と記す。朝光は村上天皇の天曆五年（九五二）に誕生^{註一}。父の庇護・引き立ての下、円融天皇の天延二年（九九四）には二十四歳で参議に任官^{註二}。翌天延三年（九七五）に従三位中納言、貞元二年（九七七）には二十七歳の若さで従二位権大

納言左大将に至るのである。

貞元二年十一月八日に父・関白太政大臣兼道が薨去する。註三すると朝光の目覚しい昇進も停止してしまふ。一条天皇の永延三年(九九九)には左大将という顯官を辞し、正暦六年(九九五)三月に四十五歳で薨去する。まさに父の支え・引き立てによって栄進し、父の死によって栄光に包まれたであろうその一生の幕も降りてしまった。朝光の人生はまさにこの様な一生であったと言つて過言ではなからう。前半生の二十七年間は目を見張るような栄光に抱かれていたからこそ、後半生との落差は大きかった。後半生の十八年間・充実すべき三〜四十代の壮年期は、朝光にとってほぼ余世と言つてよかつたのではないか。

『栄花物語』の中で閑院大将・朝光に言及する箇所は、松村博司氏が『栄花物語全注釈』(角川書店)の中で分けた節の数によれば、十六節にのぼる。卷第二「花山たづぬる中納言」の中に九節、卷第三「さまざまのよろこび」と卷第四「みはてぬゆめ」の各巻に三節づつ、卷第八「はつはな」の中に一節の、全十六節である。

卷第二の「四」節ではその個有名は記されず、兼道の子女という体である。「二二」節は兼道の薨去と途方にくれる朝光、「二五」節は中宮皇子の崩御と嘆きに沈む朝光が描かれている。「二〇」節は内裏の焼」と里内裏となった閑院、「二二」節から「四〇」節に至る五節では朝光の女・姚子(姫子)の入内の顛末が語られる。

卷第三「二」節では兼家に見捨てられずに春宮大夫に補されたこと。「二六」節では源倫子の結婚と狂言回的作用を与えられた朝光。「三〇」節では九条殿・師輔の子孫の繁栄とその中の一人が朝光という描かれ方をする。

卷第四「一」節では円融院の御葬送と、その折に和歌を詠じた朝光。即ち円融院の近臣として描かれている。「一九」では病に冒されて左大将を辞した件、「三五」では流行病を罹つて没する様子が描かれている。

卷第八「七八」節では朝光に対する回想で、「殿もこと願光に若くより覚えこそおはせざりしかど、めでたうののしり給

し閑院の大將は、大納言にてこそはうせ給ひにしか、この殿はかく命長くて、大臣までなり給へれば、いとめでたし」と、顕光との比較のなかで語られるのである。

巻第二の〔三六〕節以降の姚子入内の顛末と、巻第三の〔二六〕節の倫子の結婚では、朝光の後妻・故延光大納言の北方の係わりを描き、その「妻儲け」に失敗した貴公子・朝光といった描かれ方をする。この部分は別に稿を改めたい。今回はその他の部分に焦点をあてて、「栄花物語」で描かれる朝光像を考えたい。ここでは、父を失って途方にくれる朝光、姉・中宮嬪子を亡くして悲嘆する朝光といった描かれ方をする。誠にみじめというか、不様というか、ひ弱な貴人・大納言ではないか。あるいは病に冒され左大将を辞し、流行病によって死亡するといった体なのである。あとは円融院の近臣、寵臣として生きた点が描かれている。本論では、父を失って以降の朝光から円融院とのかかわりに焦点をあてて、「栄花物語」での叙述の特色を考えたい。

二、朝光の官歴・祖父に倣って

「栄花物語」巻第八の朝光の回想部分で語られる、若い時から「めでたうのし」られていたとする朝光の官歴をまず検証したい。

朝光は村上天皇の天曆五年（九五二）に誕生する。時に父・兼通は二十七歳の左兵衛佐で従五位上であった。祖父の師輔は村上天皇の寵臣であり、四十四歳の若さで既に右大臣任官五年目という顯官・要職にあった。叔母・安子は既に皇太子・憲平親王（当時二歳）の母として、村上天皇の後宮では不動の地位と、絶大な権力を有していたと思われる。憲平親王は天曆四年（九五〇）五月に誕生し、生後二ヶ月の同年七月には立太子を済ませた。また母・昭子（熊子）

女王は、醍醐天皇の皇子・三品兵部卿有明親王の女という、大層高貴な出自の方であった。朝光はこの様な素晴らしい環境の下に誕生したのであり、まさに朝光の前途は洋々としており、祝福されていたと言えよう。

朝光は以上の様な家庭環境の下に生まれ育ち、祖父・師輔の薨去した翌年の応和元年（九六一）には十一歳で重殿上が許された。^{正八}その後応和三年（九六三）正月には中宮（叔母・安子）御給により、十三歳の若さで叙爵されるというスビード出世である。その後康保三年（九六六）九月には侍従に補され、村上天皇の晩年に、帝の側に近侍する名譽を手にする。安和二年（九六九）閏五月には右兵衛権佐に補され、八月十三日に新帝（円融天皇）の昇殿が許された。

この円融天皇の御代に、堀河殿・兼通並びにその一族の人々は我が世の春を謳歌したのである。兼通の兄・摂政太政大臣伊尹が天祿三年（九七二）十一月一日に薨去する。^{正九}これを受けこの年の閏二月に参議から権中納言に昇進したばかりの兼通に政権が移つたのである。即ち十一月二十七日には大納言を経ずに一気に内大臣に補せられ、関白の詔が発せられたのである。^{正十}関白となった兼通の最初の仕事は、女・皇子の入内・立后であった。翌天祿四年（九七三）春二月二十九日に、二十七歳の皇子は入内し麗景殿に住む。^{正十一}時に帝は十五歳。皇子は四月七日には女御、七月一日には立后し、中宮と呼ばれることとなった。

円融天皇は天祿三年（九七二）正月に元服をし、十一月に兄・摂政太政大臣伊尹が没した。すると途端に満を持していたのか、兼通は電光石火の如き早手回し、手際よさで翌年女・皇子の入内を図つたのである。そしてまたたく間に立后に至つた。加えて十月には皇子や朝光の母・昭子女王を正三位に叙してしまふ。^{正十四}この辺も誠に強引というか、手際がよい。昭子女王に対しては翌天延二年（九七四）十一月十三日には、

選子内親王敍^{三品}。昭子女王正^{二位}。^{元正}
三位。

（日本紀略）

円融天皇の同腹の末妹・選子内親王の叙品と同時に、正二位に叙している。お手盛りと言つて過言ではあるまい。

表 I (師輔・朝光 对照表)

年令	師	輔	朝	光
誕生	延喜八年(五八)	摘	天曆五年(五五)	摘
一三歳			應和三年(六三)	[逆算] 從五位下(中宮御給)[安子]
一六歳	延長元年(五三) 九月五日	從五位下(中宮諱穩子。今日自左大臣東三條第遷御主殿寮。為令家慶所叙之。大臣息也)	康保三年(六六) 九月一七日	侍從[村上天皇]
一七歳	延長二年(五四) 二月一日	侍從[醍醐天皇]		
一九歳	延長四年(五六) 二月一〇日	昇殿	安和二年(六五) 閏五月一〇日	昇殿[冷泉天皇]
二〇歳			八月一三日	右兵衛權佐
二一歳	延長六年(五八) 六月九日	右兵衛佐	安和三年(六六) 二月一〇日	右少將
二二歳	延長七年(五九) 正月七日	從五位上	天祿二年(六三) 正月九日	兼備中權介
			天祿三年(六三) 正月七日	從五位上
			天祿四年(六三) 正月八日	藏人
			三月一〇日	兼近江權介
二三歳	延長八年(六〇) 九月二日	(朱雀天皇受禪)	七月一日	中宮權亮[嬪子立后]
			七月七日	正五位下(安御嬪子日來坐內大臣堀川第。即登后位。今日移御內裏。師輔御例所叙七月一〇日?)
			七月二六日	左中將。亮介如元。
二四歳	延長九年(六一) 三月二三日	右少將	天延二年(六七) 正月七日	從四位下(一宮御給)[資子内親王]
			二月七日	兼近江守
二四歳	承平元年(五三) 閏五月一日	藏人頭	八月	藏人頭
二五歳	承平二年(五三) 正月二七日	兼近江介	四月一〇日	參議(右中將如元。元人藏頭)
二六歳	承平三年(五三) 正月一六日	正五位下(大嘗会悠紀國司)		
二七歳	承平四年(五三) 正月七日	右中將		
二八歳	承平五年(五三) 二月三日	參議(右中將如元。元藏人頭)		

この間朝光は天祿元年（九七〇）十二月には右少將、翌年の正月の梟召の除目では備中権介を兼ねた。この天祿二年（九七二）は姚子が誕生している。^{註十五} 摂関家の一族、特に九条家流に生を受けた朝光にとっては、待望の女兒の誕生であつたらう。翌天祿三年（九七二）正月には従五位上に昇叙。父・兼通が関白となつた次の年、天祿四年（九七三）には、姉・皇子の立后と同様な目覚ましい昇進を朝光はする。即ち正月八日に蔵人、三月二十日には近江権介を兼帯し、皇子立后と同時に中宮権亮に補され、七月に皇子の内裏への遷御を賞し正五位下に叙されている。またこの年、朝経の誕生^{註十六}を見、一気に陽光が堀河殿の一族に差し込んだようなものであらう。翌天延二年（九七四）正月には一宮（資子内親王）御給により従四位下、二月七日には近江守を兼帯し、翌八日には蔵人頭、四月十日は二十四歳の若さで参議に任官してしまう。当時としては誠に若い参議である。父・兼通は四十五歳での参議任官であり、祖父・師輔といえども二十八歳^{註十七}であつた。

加えて注目すべき点は、朝光の参議任官に至る間歴任した官職は、全て祖父・師輔が参議に任官するまでに経験した官職と瓜二つ、二重写しになっている。非常に類似している点に気付かされるではないか。^{註十八}

参議に任官するにあたり、師輔は従四位下の頭中将で外官の近江介を兼帯していた。孫の朝光も同じく従四位下の頭中将であり外官は近江守を兼帯していた。細かく論えば祖父と孫は、左中将と右中将あるいは介と守と少しづつ異なる点はある。だが二人共近衛府の中將で蔵人所の頭を兼ねた貴公子中の貴公子、いわゆる「頭中将」であり、共に近江國の国司を兼帯していた。

またこの「頭中将」に至る官職歴任の具合もほぼ瓜二つといつてよい程類似してはいないか。師輔はまず最初に侍従に任官する。その後右兵衛佐、右少將とその職を経て蔵人頭を兼ね、その後少將から中将に昇進して「頭中将」として天皇に近侍し、参議に至つた。一方朝光も師輔同様、まず最初に侍従に任官する。その後右兵衛佐、右少將とその職を

經て藏人を兼ね、その後少将から中将に昇進する。藏人所でも五位藏人から頭に昇進して「頭中将」に至り参議に昇進したのである。祖父と孫はほぼ同じ官暦を経て参議に任官したと言つてよい。祖父は五位藏人を經ず最初から少将で頭に任ぜられ、その後近衛中将に昇進している点は孫・朝光とは少し異なる。朝光は近衛中将に任ぜられた後、頭を兼ねたのではあるが。とは言え、師輔・朝光共に文官の藏人所で職を奉じ、並びに武官の近衛の中将を兼務し「頭中将」という文武両道を兼ねた頭官に至った点は同じであらう。

朝光が歴任した官職は正に祖父の師輔が歴任したものであり、その任官の順序もほぼ同じと言える。関白兼通にとつては師輔がいたからこそ撰錄の臣に至ることができたのである。兼通は最愛の息子・朝光に、堀河殿に集う兼通の子孫にとつての師輔の役割を願つたのではないか。歴任した官職並びにその順序を師輔に倣うことは、朝光に師輔と同様の一族繁栄を齎した祖となつて欲しいと、切実に願つたであらう兼通の意志の発露を強く読み取ることができよう。兄・伊尹没後のその子供達の姿を兼通は目の当りにしている。その上兼通は兼家という、最強のライバルでもある弟がいる。虎視眈眈と兄の撰錄臣の地位を弟は狙っている。兼通としては何としてもその企らみを阻止する必要があるのではなからうか。兼通は自身の没後の堀河一族の繁栄を図る為にも、最愛の息子・朝光を祖父・師輔にならなうと切実に願つたのではなからうか。それが参議任官に至る朝光に対する補任の軌跡ではなからうか。偉大な祖・師輔に朝光をあやからせ、朝光に師輔の様な栄光の立場を将来させてやりたいと願つた結果と言えるだらう。兼通はライバルへの権力移行を何としても阻止したかつたのである。

兼通は世人に対して朝光の中に偉大であつた師輔の影を見させるよう、その任官を仕組んだのではなからうか。朝光は偉大な師輔の再来なのである。加えて参議任官時の年齢は、偉大な祖・師輔より四歳も朝光の方が若い。朝光は師輔より能力があつたからこそ、参議任官が若かつたと人々に知らしめたかつたのであらう。

朝光は参議任官の翌年、天延三年（九七五）正月には上首五人を超えて従三位権中納言に任ぜられた。註十九ちなみに師輔の方は参議任官後三年を経た天慶元年（九三八）六月に上首七人を超えて、従三位権中納言に任命されている。註二十大納言に任官するのも朝光の方が期間が短い。朝光は二年後の貞元二年（九七七）三月に従二位に補され、四月には権大納言に任命された。時に朝光は二十七歳。註二十一一方師輔は四年後の天慶五年（九四二）三月、三十五歳で大納言に至ったのである。註二十二

権大納言に至るまでの朝光の昇叙・昇進のスピードには目を見張るものがあった。人々はそこでも再度師輔を超えたもう一人の、若き師輔の再来を見るのである。兼通は息子朝光の為に、及ぶ限りの万全の態勢を整えようと努力したのである。だがこの様な父の必死の願望にもかかわらず人知の及ばぬ所がある。即ち人の「生」と「死」である。

その一つは兼通自身の早すぎた死である。いま一つは一族の女性達・姉嬢子と女姚子に親王の誕生を見ることができなかった点である。朝光は帝の外戚にはなれなかったのである。

三、父と姉と女 早過ぎたその死

兼通は貞元二年（九七七）に己の死期を悟ったのか、強引とも言える人事を断行する。それはまず四月に入った二十一日に、

詔以左大臣従二位源兼明朝臣。正四位下行右兵衛督同昭平朝臣等爲親王。即敘品。兼明二品。昭平四品。

（日本紀略）
（同日条略）

と、左大臣従二位という太政官では兼通に次ぐ次席の源兼明を親王に戻し、二品に叙すという荒っぽい強引な人事を行

う。そして空いた左大臣の席へ、同二十四日に、

任大臣宣命。右大臣藤原朝臣頼忠爲左大臣。敘正二位。大納言源朝臣雅信爲右大臣。諸卿相率向大臣第一。
有襲祿。
(日本紀略)
同日条。

と、右大臣藤原頼忠を、またその空いた右大臣の席へ大納言源雅信を任命する。同日この外、中納言藤原爲光も大納言に昇進し、朝光も権大納言に任ぜられたのである。註二十三この日の除目は昇進した人々の歎心を買うと共に、朝光を大納言に任ずる爲の強引とも言える人事でもあった。

その後十月十一日には、弟・兼家の右大將を取り上げ治部卿に貶め、関白を左大臣頼忠に譲るといふ除目を断行した。
令固諸陣。於桂芳坊有除目。右近大將藤原兼家任治部卿。權中納言藤原濟時任右近大將。以大學頭高階真人成忠任能登權守。以左衛門佐藤原道綱任土佐權守。以藤原朝臣宣雅任左衛門佐。奏除目了。太政大臣召大内記菅原資忠仰云。以左大臣可爲關白万機者。
(日本紀略)
同日条。

諸陣が嚴重に固められた後、桂芳坊に於いて兼家の外にその子道綱、及び所縁の高階成忠が国司に貶しめられたのである。兼通は弟・兼家の勢力を殺ぐ爲にこの左降的人事を行い、頼忠を抜擢したのである。頼忠はかつて村上天皇朝で師輔の對抗馬であつた小野宮実頼の二男であつた。皮肉な見方をすれば、九条家対小野宮家の対立が、兼家対頼忠の対立という形で急浮上し、兼家が当然師輔の再現を演ずる立場となる。兼通が必死で作りに上げた師輔は朝光という構図が、兼家に取つてかわられたとも言えまいか。頼忠は兼通の恩に報いたのか、十一月三日に左大將を辞し、十二月十日にその後任として朝光を任命したのである。註二十四

十一月八日に父・兼通を亡くした朝光の栄花も、この任左大將までであつた。兼通は堀河一族の最大のライバル兼家の息の根を完全に止めることなく没したのである。兼家は太宰府等へ左降されることは無く、ただ右大將を取り上げら

れただけで大納言として都に残り、朝議に列することができた。兼家にすれば朝議に列することができれば十分。兼家は、小野宮家対九条家の対立を円融天皇朝で演ずるといふ、一方の旗頭の地位を得たのではないか。復権の機会はどのようにでも作れたのである。兼通の死はその意味で早すぎたのである。

一方、父・兼通や弟・朝光の期待を一身に集めて入内した皇子に、叶わぬものが一つあった。それは円融天皇のとの間に親王の誕生無くして死を迎えるという、悲しい結末しか用意されていなかったのである。師輔に倣うことに汲々として兼通が昇進させた朝光には、師輔の地位・権力を彼の没後にも保証した女・安子に該当する女性の結果として存在しなかった。皇子は安子にはなれなかったのである。安子は村上天皇の女御として冷泉天皇や為平親王を生んだ後、天徳二年（九五八）十月に立后する。安子はその地位が磐石となった上で立后した。その後も円融天皇をも儲けるといふ、子宝に恵まれた中宮であった。安子の意向はその死後も息子・円融天皇を動かす、兼通が関白になれたというのは「大鏡」に詳しい。安子の威光は死して益々輝いたと言つても過言ではあるまい。

一方皇子の方は先述した如く、父・関白兼通の威光のもと天祿四年（九七三）二月に入内、七月に立后という素早さで最高位まで昇りつめた。だが父・兼通の死を迎えると、翌年の貞元三年（九七八）四月十日に、関白を譲られた頼忠がまず女を入内させる。即ち、

左大臣二女遣子入掖庭。准女御。被免^レ聳。

〔日本紀略〕
同日条

と、故兼通に掌を反すように、頼忠は遣子を入内させた。するとすかさず兼家も女・詮子を入内させるのである。

大納言藤原兼家卿息女初入掖庭。候梅壺^一子。

〔日本紀略〕同年
八月十七日条

時に詮子は十七歳。円融天皇は二十歳の若々しい天皇に成長していた。三十二歳となつて後見を失い、まだ親王の誕生をも見ないでいた中宮皇子の悲しみは如何ばかりか。推し量ることさえできぬ程の傷手をうけたと思われる。

翌年天元二年（九七九）六月三日中宮嬪子は堀河院で息を引きとってしまふ。

寅刻。皇后藤原皇子崩于堀河院。年卅三。

〔日本紀略〕

夜明け前に父の後を追うように亡くなったと言えるだろう。享年三十三歳、父の死後二年に満たず一生を閉じた。朝光にとつては誠に不幸な出来事である。とはいえ朝光にとつてまだ一縷の望みを残す女がいた。天祿二年（九七一）誕生の姚子がいたのである。

永観二年（九八四）八月花山天皇が受禪。十二月五日姚子は入内する。局は伯母故中宮嬪子ゆかりの麗景殿に給うこととなった。

大納言朝光卿第一女姚子初參内。以「麗景殿」爲「住所」。

〔日本紀略〕
〔同日条〕

だが姚子も幸せとは程遠かった。花山天皇は二年後の寛和二年（九八六）六月に突然脱履、出家する。姚子その人もその三年後、永延三年（九八九）五月二十九日に、

左大將女御、午時許逝去云々、于時十九

〔小右記〕
〔同日条〕

誠にあつげなく十九歳で人生を閉じてしまふ。十四歳で入内し、わずか五年で没した。まさに絵に書いたような薄幸の女性である。あまりに儂い現世の縁とか言いようがない。

朝光は女・姚子を亡くしたショックが余程激しかったのか、あるいは病気が重かったのか、ほぼ一ヶ月後に左大將を辞してしまふ。即ち

左大將従去十九日俄沉重病、且暮難期、乃今日上辞大將・春宮大夫之表云々、

〔小右記〕同年
〔六月二十三日条〕

十九日より急に病が重くなり、旦夕も期し難しい状況に追い込まれ、左大將と春宮大夫の辞表を提出する。姚子を亡くしすっかり気落ちしていたのである。辞表は一旦型通り反却されるが、翌二十五日には受理され許可される。廿七。七月十

三日に左大将には兼家の息子・内大臣道隆が早速に補されたのである。正二十八

将来を嘱望されていた貴公子・左大将朝光は、左大将に補された十二年後、まだ三十九歳で病により左大将を辞してしまふ。女を亡くした絶望感が言語を絶する程深かったことを示す。別な言い方をすれば、朝光自身姚子を亡くことで将来の撰録の臣への、一縷の望みを完全に断ち切ることができたと言えるだろう。だからこそ左大将という重責を辞することも可能であったのではないか。

世はすっかり叔父・兼家に移っており、それは動かし難い事実をも伴っていた。即ち時の帝・一条天皇も、東宮・居貞親王も全て兼家の女達の腹に生まれたのである。兼家亡き後は道隆等が兄弟間で撰録の臣を争ってゆくのは疑う余地の無いことであつた。その中に朝光が加われる可能性はほぼ零といつてよかつた。三年前の寛和二年(九八六)の花山院脱履という兼家の策謀により、その時点以降朝光の将来はほぼ完全に閉じた、幕を下してしまつていたと言えるのはあろうが。

朝光にあつては父・兼通在世中の貞元二年(九七七)までは、官位等については祖父・師輔に似せることは如何のようにもなつた。だが父・兼通の死と、姉嬢子と女姚子に親王の誕生を見ることができなかつた点に関しては、如何ともなし難かつたのである。兼通兼家

左大将を辞した後は正暦四年(九九三)には按察使も去り、正暦六年(九九五)三月二十日、四十五歳で朝光はその栄光と失意の人生を閉じたのである。そこで次に『栄花物語』の中で描かれた朝光像に焦点をあてて、その特色について考えてみたい。

四、その1・嘆く朝光

「栄花物語」で朝光に言及する部分は、巻第二「花山たづぬる中納言」から巻第八「はつはな」にかけて都合十六ヶ節である。その特色は巻第二「花山たづぬる中納言」にほぼ出尽す。その一つは第〔四〕節から〔一五〕節の纏り。そこには第〔三六〕節から〔四〇〕節に至る一部も含まれる。他の一つは第〔二〇〕節で語られる特色である。

その一、第〔四〕節から〔一五〕節は、兼通の政権取得からその死、並びに皇子立后からその死までを描く。第〔三六〕節から〔四〇〕節は姚子の入内からその寵愛の衰えまでを描く。ここでは父・姉を失ったり、女の突然の寵愛の衰えを嘆き悲しむ朝光が描かれる。ここでは兼通を祖とする堀河殿の一族の、栄光からその没落の予兆を描く。〔一五〕節までの叙述の中心は、兼通とその弟・兼家の争いに焦点があり、そこに中宮皇子が関わるのである。朝光その人に関する叙述はその内容が薄い。

第〔四〕節では天祿四年（九七三）〔十二月二十日は、天延と改元〕七月一日の皇子立后が叙述の中心で、朝光は多勢いる兼通の息子の一人でしかない。即ち、

かかる程に年号かはりて天延元年といふ。よろづにめでたくておはします。女御皇子いつしか后にとおほし急ぎたり。はじめの撰政殿皇子の、春宮皇子の御世の事を見果て給はずなりぬる事をぞ、人もあはれがり聞えける。かくしてその年の七月一日、撰政殿皇子の女御后皇子にゐさせ給ひぬ。中宮の御有様いみじうめでたう、世はかうぞあらまほしきと見えさせ給ふ。みかど皇子、一品皇子の宮の御方、中宮皇子の御方とかよひありかせ給ふ。内わたりすべて今めかし、堀河殿とぞ、この撰政殿皇子をば聞えさする、今は関白殿とぞ聞えさすめる。その御男君達四五人おはして、いと今めかしう、世にあひめでたげにおほしたり。

（本文は「栄花物語全注釈」（二）
一二〇七頁。以下同。）

と、皇子の立后とその後の円融天皇の様子を描いている。ここでは「その御男君達四五人おはして」と、朝光その人を取り上げた叙述はされていない。ただ兼通の息子達が「今めかし」く、時流にのって「めでたげ」であったと、堀河一族の得意の絶頂期の様子を記している。

皇子立后後、十五歳の円融天皇は四歳年上の姉・一品資子親王註二九の部屋、あるいは十二歳年上の中宮皇子の部屋をあちこちとお尋ねになったと記す。円融天皇はこの姉・資子内親王をとでも大切に取あつかい、目をかけたと思われる。即ち円融天皇は元服を済ませた二ヶ月後の天祿三年（九七三）三月二十五日に資子内親王を、

資子内親王於「昭陽殿」有「藤花宴」。天皇臨御。宴訖。内親王敘「一品」。

〔日本紀略〕
〔同日条。〕

と、昭陽舎・梨壺で藤花宴が行なわれ、円融天皇の臨御があり、その後一品に叙している。またその年の十二月十六日には、

勅賜「資子内親王年爵年官」。又本封之外加「千戸」。

〔日本紀略〕
〔同日条。〕

と、資子内親王は年官年爵を賜わった上に、食封も本封に加えて千戸という封戸を賜わるのである。破格の待遇と言えよう。この資子内親王に対する特別待遇は、十一月に関白内大臣となった兼通と、円融天皇の相談の上で執行されたものであろう。円融天皇は兼通に諮ってこの勅を発したのであり、この一件で兼通は元服したばかりの若い天皇と、その姉・資子内親王の歎心を買ったのではないか。兼通は妹・安子所生の姉弟の心をぐっと掴んだと言える。兼通はこの一件で円融天皇や内親王の支持を取りつけ、皇子の入内、立后へと駒を進めたのであろう。兼通は後宮に隠然たる勢力を有したであろう安子所生の内親王の支持を取りつけたればこそ、その親しさを世に顕示する為にも、

二月廿日、夜先帝女（安子）十親王（資子）參入、内大臣（兼通）同（兼通）參入、候麗景殿

〔親信卿〕
〔記〕

と、天祿四年（九七三）の皇子入内の折には、安子所生の選子内親王と同輩することができたのではないか。皇子入内

にあたり、安子所生の内親王の支持を取りつけることは、皇子立后に大きな影響力・効果を發揮したと思われる。また翌天延二年（九七四）正月七日の叙位の儀では、朝光は一品資子内親王御給を受け正五位下から従四位下へと昇叙した。『栄花物語』では第〔四〕節以降、兼通治世下の摂関家の争いに焦点をあて筆をすすめる。主たる内容は兼通と兼家の兄弟の争いであり、その後宮対策であり朝光登場の場はない。朝光が次に描かれるのは第〔一二〕節、兼通薨去の場面である。そこでは、

かかる程に、堀河殿御心地いとどおもりて、頼しげなき由を世に申す。さいつ頃内に参らせ給て、東三条の大将兼家をばなくし奉り給てき。「今一度」とて内に参らせ給て、よろづを奏し固めて出でさせ給ひにけり。何事ならんゆかしけれど、まだ音なし。かくて十一月四日准三宮の位にならせ給ひぬ。同月八日うせ給ひぬ。御年五十三なり。忠義公と御いみなを聞ゆ。あわれにいみじ。かく幾ばくもおはしまさざりけるに、東三条の大納言兼家をあさまじう歎かせ奉り給ひけるも心憂し。小野宮の頼忠の大臣に世は譲るべき由一日奏し給ひしかば、そのままにとみかど同世おほしめして、同じ月の十一日、関白の宣旨蒙り給て、世の中皆うつりぬ。あさまじく思はずなる事に、世に申し思へり。中宮皇子よろづにおほし歎く。朝光の権大納言、顕光の中納言など、あはれにおほし惑ふ。〔栄花物語全注（二）（一三四―一三五頁）

と、朝光に関しては、父・関白を亡くして可哀想な位打ち拉がれていると簡潔記す。この節の叙述の中心はあくまでも、兼通の弟・兼家に対する兄とも思えぬ酷い仕打ちの非難にある。『栄花物語』の筆者は兼通の弟に対する仕打を「大納言をあさまじう歎かせ奉り給ひけるも心憂し」とか、「あさまじく思はずなる事に、世に申し思へり」と、世間の噂話という形で非難する。『栄花物語』ではまさにこの点の叙述に重点が置かれている。後に取り残された堀河殿の子供達に対する描写は、実に淡淡としている。「よろづにおほし歎く」とか「あはれにおほし惑ふ」と簡潔に記すのみ。

そこには父の死という一族存亡の秋に、何の手立ても無くただ茫然自失状態であった朝光達が描かれているだけであ

る。父の死により、前途に何の展望も持てなくなった、ひ弱な貴人・朝光像を読み取ることができるのである。

この朝光達に追い打ちをかける様に、最後の頼みの綱ともいえる姉・中宮嬪子も父・兼通を追うように崩御する。

かかる程に天元二年になりぬ。梅壺いみじう時めかせ給ふ。中宮月来御心地あやしう悩しうおほしめされて、よろ

づ宮司も、又公よりも、御祈の事さまざまにいみじけれど、六月二日うせさせ給ひぬ。あへなう、あさましうあは

れにいみじうおほしきこえさせ給へどかひなし。世の人例の口安からぬものなれば、「東三条殿東三の御幸のますぞ、

梅壺梅壺の女御后女御后に居給ふべきぞ」などいひのしる。かくて相撲もとまりて、世にもさうざうしう思ふべし。関白関白

殿は中宮の御事どもを行なひきこえ給ふ。ただ今の世の御後見におもはします。堀河殿堀河の御心をもさまざまおほし

めし知り、何事をも扱はせ給ふなるべし。権大納言権大・中納言中納などいみじうおほしき歎き給ふ。

〔栄花物語全注釈〕(一)一三〇
一頁。巻第二・第二五節。

この第〔一五〕節においても、朝光はただ単に「いみじうおほしき歎」くだけの人物なのである。なすことも無く、ただ茫然としているひ弱な権大納言像が、朝光に与えられた役割である。朝光は何等主体的な行動をおこなない。〔一五〕節では「おほし歎」くだけの朝光達に比し、兼家達の元氣な姿が強調されている。梅壺女御・詮子が「いみじう時め」いていと記す。そして世人の口を借りて詮子が立后しそうだと発言させる。非常に元氣がよく鼻息も荒い兼家達と、意気消沈している朝光達の姿を対照的に示す。加えて兼通の恩顧を忘れず何かと葬送の手配をする頼忠が描かれている。第〔三六〕節から〔四〇〕節は、女・姚子の入内から突然の寵愛の衰えの顛末を描く。この姚子に対する寵愛の衰えに対しても朝光はなすすべもなく、

大将殿大将も、「内へ参れば胸いたし」とて、かき籠り居給ひぬ。

と、家にかき籠っているだけの朝光なのである。まさに朝光は為す術も無いのである。

〔栄花物語全注釈〕(一)一三七
九頁。巻第二・第三九節。

四、その2・円融天皇ゆかりの朝光

『栄花物語』巻第二の第(二〇)節では、朝光の住む閑院が里内裏として円融天皇の使用に預かったと記す。このことは閑院を里内裏として使用できる程、閑院の主・朝光と円融天皇の関係が親密で深かったことを示すといえよう。

(二〇)節では、

かかる程に、又ことし内裏焼けぬ。同みかど閑院にわたらせ給ふ。閑院は故堀河殿の御領にて、朝光の大納言のみぞ住み給ひける、ほかにわたり給ひぬ。

(『栄花物語全注釈』
一三九頁)

と、ことし(天元三年(九八〇))内裏が焼亡し、円融天皇が閑院に渡御したと記す。だがこの天元三年十一月の内裏焼亡とすれば、円融天皇の閑院遷御の記録はなく、円融天皇が閑院に移るといふ記事は『栄花物語』独自の記事である。註三十一では何故『栄花物語』の作者は帝が閑院に遷御し、里内裏としたと記したのであるうか。『栄花物語』の記事が何等かの錯誤だとすれば、それは円融天皇と閑院大将朝光の親密さ、深さではなかったか。

二年後の天元五年(九八二)十一月十七日の夜、同様に内裏が焼亡した。

夜寅尅。内裏焼亡。火起於宣耀殿北廂。天皇先出ニ御中院。次御ニ八省院小安殿。

(『日本紀略』
同日条)

天皇はまず中院に出御し火を避け、その後南方に火を避け小安殿に移る。そしてその日の内に再び遷御があり、職曹司に天皇は落ちつくこととなった。そして十二月二十五日に、

天皇自職曹司遷幸堀川院。件院爲後院。公家被造之。

(『日本紀略』
同日条)

と、円融天皇は堀河院に遷幸するのである。この堀川院はあらかじめ後院として手を加えられていたのである。またこ

れに先立つ天元五年六月五日には、

以左大將爲後院・堀河院等別當、以左近中將正清（本〇院後別當）・下官等爲堀河院別當、左大將以下參弓場殿令奏慶、

〔小右記〕
同日案

と、朝光が後院・堀河院の別當に任ぜられていた。またこの時、同じく別當として実資等も堀河院の別當に任ぜられた。この後当然の如く、朝光は円融天皇退位、院別當としてしばしば『小右記』の中に記されるのである。円融天皇は退位後のことを考えて、あらかじめ堀河院に手を加え、朝光を別當に任じていたのである。

このことは『栄花物語』巻第四「みはてぬゆめ」の冒頭第「一」節の叙述に通じるのである。即ち、

かくてこの円融院の御葬送、紫野にてせさせ給ふ。その程の御有様思ひやるべし。「ひととせの御子日に、この辺のいみじうめでたかりしはや」とおぼし出づるも、あはれに悲しければ、閑院の左大將（朝光）、

紫の雲のかけても思ひきや春の霞になして見んとは

（中略）世の中諒闇にて、ものの榮なき事ども多かり。

〔栄花物語全注釈〕
（二）一四二頁。

と、円融院の葬送を描く。そこにはまず最初に円融院を偲ぶ朝光の歌が記されるのである。『栄花物語』の作者は亡き円融院を偲ぶに最もふさわしい人物として、閑院左大將を考えたのである。事実、閑院左大將朝光並びに堀河殿の一族と円融天皇はとても深い結びつきを有し、両者は厚い信頼関係があったと思われる。

先述したごとく、円融天皇は讓位に先立って堀河院を後院と定め、別當に朝光を任命している。堀河院は故兼通の家であり、円融天皇にとっては思い出の深い里内裏であったと思われる。即ち『栄花物語』巻第二の第「九」節には、
かかる程に内も焼けぬれば、みかどのおはします所見苦しとて、堀河殿をいみじう造りみがき給て、内裏のやうに造りなして、内いでくるまではおはしませんとて急がせ給ふなりけり。

〔栄花物語全注釈〕
（二）一七二頁。

と、内裏焼亡後の円融天皇の遷御した所が見苦しいので、兼通が大層力を入れて堀河院をみがきたてたと記す。そして内裏のように造りあげた堀河院に、円融天皇と皇子が移り住んだのである。そして「堀河の院を今内裏といひて、よにめだたうののしりたり」(『榮花物語全注釈』(二)一―二二七頁)と記す。これは貞元六年(九七六)五月十一日の内裏の火事を受けた後の処置で、同年七月二十六日に円融天皇の堀河院への遷御が行なわれたのである。その後八月四日には内侍所も堀河院に移り、同十三にはあらかじめ朝光の三条院(堀河家)に移り住む。これが「内裏の初めとなつた」のである。

中宮皇子にとっては自分が生まれ育つた所であり、懐かしさに心和むものであつたらう。円融天皇にとっては見るもの全てが物珍しく、新鮮な驚きと喜びに満ちた世界であつたのではないか。特にこの年の内裏焼亡以降六月に入つてから天変地異が続き、七月十三日には「改天延四年爲貞元々年。依茨井地震也」(『日本紀略』)と年号を貞元元年と改めたりしている。地震等が頻発し不安な心理にあつたと思われる円融天皇や中宮皇子にとつて、久々に心休まる時を過ごせたのではないか。この様な点を考慮に入れると、堀河院で接する皇子は、内裏等で接する中宮皇子とは異なり、生き生きとしたまったく別の新しい魅力的な一面を、円融天皇に示したのではないかと思われる。

皇子の父・兼通にとつても、我が屋敷を里内裏に提供するのである。痒い所に手が届く以上の、行き届いた世話を心懸けたことは言うまでもなからう。その為に、

太政大臣從朱雀院遷坐閑院。件所右京大夫藤致忠所領也。而大相國堀川院依天皇遷幸令近也。今夜以降。

三箇日有饗膳。

(『日本紀略』貞元元年十一月二日)

と、朱雀院に移つていた兼通は、堀河院の隣の当時藤原致忠の所領であつた閑院に移るのである。これは隣に移り、堀河院の帝や中宮の世話をする為以上の効果も考えてのことではあたらうが。余程閑院に移れたことが嬉しかったのか、三日間に亘る饗膳が行なわれている。円融天皇にとつては、堀河院とは正に大いなるプラスの評価を有した場所、居心

地のよい場所ではなかったか。

また円融天皇は天祿三年（九七二）正月に元服をし、翌年の二月にその掖庭に入ったのが皇子である。皇子は早くも七月には立后し、朝光が中宮権亮に任ぜられる。朝光の役目は当然中宮皇子と帝の世話係のものにならう。円融天皇の後宮の中心に皇子が座ることになった。またそこには一品資子内親王がいて、新しく入内してきた中宮皇子に暖かな眼差しを送ったであろう。頼忠女・遵子や兼家女・詮子の入内は、兼通死後のことであり、中宮皇子はその間帝をほぼ独占できたのである。青年期の一番多感な十五歳から二十歳までの五年間、円融天皇は中宮皇子と過ごしたのである。円融天皇にとっては唯一の皇子・懐仁親王の生母である詮子とは異なった次元で、皇子は円融天皇にとり忘れ得ぬ女性ではなかったか。加えて姉・一品資子内親王に対する手厚い保護・経済基盤の確立、即ち年官年爵と食封千戸の加増は、堀河殿・兼通の諒解なくして可能であったとは考えられない。

円融天皇にとって堀河殿の一族は何等悪いイメージが湧かない人々ではなかった。堀河殿の一族は全てを恕してくれる、この上もなく優しい母のような立場にあったのではないか。朝光は円融天皇にとっては八歳年上の、何でも相談でき願いを可能な限り適えてくれる兄のような立場にあったのではないか。円融天皇と堀河一族の紐帯は切ろうとしても切ることのできぬ位強かったと思われる。

以上の様な点を考慮すれば、堀河院と閑院を朝光という線で結べば、『栄花物語』の作者が堀河院と閑院を混同した、あるいはあえてその違いに意を払わなかったことも十分考えられるのである。

五、結

関院大将藤原朝光。彼は父・堀河殿関白太政大臣兼通最愛の息子であった。兼通はその朝光を、堀河一族の「師輔」に育てたいと考えた。師輔は兼通の父であり、先帝・冷泉院や今上・円融天皇の祖父であった。帝の外戚が摂政・関白あるいは内覧の地位にあり、政權を担当する当時であつて、帝の祖父・師輔はその息子達の榮花・繁榮を約束してくれる偉大な祖であつた。兼通は堀河一族から権力が離れるのを恐れ、朝光を師輔に倣わせたいと考えた。そこでまず行なつたのが、朝光の補任を師輔に倣つたのである。だが中宮皇子は中宮にはなれたが、安子のように帝の母とはなれなかつた。皇子は皇子の無いままこの世を去つたのである。また朝光の女・姚子も兼通の死後ではあるが入内する。だが姚子も安子にはなれず、皇子を生むことなく没したのである。父・兼通の願いもむなしく、政治権力は全て弟・兼家並びにその子供達へと移ってしまうのである。

『榮花物語』ではこの様な朝光を、ひ弱な貴公子・貴人として描くのである。父・関白兼通の死、あるいは姉・中宮皇子の死に際し、朝光はただ嘆き悲しむだけの大納言、左大将なのである。事実、彼は何もできなかつたのかも知れない。

一方円融天皇との関係においては、関白兼通は非常に良好な間柄であつた。そのことは円融天皇と朝光の関係にも生きていた。『榮花物語』の作者は、円融天皇と朝光のこの良好な関係をよく示しているのである。円融天皇が関院を里内裏にしたことが諸書に見当らず『榮花物語』独自のものである。とすれば、堀河院と関院を混同したとも考えられるが、一方、円融天皇と朝光の親密な関係を強く浮き立たせる為の『榮花物語』作者の作為ではなかつたのかとも考えられよう。より効果を出す為の。

註一 「公卿補任」天延二年「藤朝光」条尻付、「大鏡裏書」第三卷50「大納言朝光卿事」等より逆算。

註二 参議任官以降は「公卿補任」、「大鏡裏書」による。

註三 「日本紀略」、「公卿補任」貞元二年「藤兼通」条。

註四 「公卿補任」安和二年「藤兼通」条尻付、「大鏡裏書」第三卷41「忠義公事」による。

註五 「公卿補任」天曆元年「天曆五年」藤師輔」条。

註六 「日本紀略」天曆二年一月二十七日条によれば「是日。下^{女子}梨壹女御預^{年給}「宣旨。」と、既に年給に預かっている。

註七 「日本紀略」冷泉院踐祚前抄記」によれば、天曆四年五月二十二日誕生、同年七月二十三日、「於^外祖右大臣第一立爲^{皇太子}。」と、師輔第において立太子を執り行っている。

註八 「公卿補任」天延二年「藤朝光」条尻付。以下天延二年参議までは同条による。

註九 「日本紀略」同日条、「公卿補任」同年「藤伊尹」条。

註十 「公卿補任」天祿三年「藤兼通」条。「日本紀略」によれば、天祿三年十一月二十七日は「任内大臣」のみで、閑白となつたのは、二年後の天延二年三月二十六日のこととする。

註十一 「日本紀略」同日条。以下立后まで「日本紀略」による。

註十二 「日本紀略」天祿三年正月三日条。

註十三 「尊卑分脈」、「大鏡裏書」卷第三44「中宮皇子事」或云による。皇子の母については「大鏡裏書」同条や「大鏡」によれば朝光と異なり、元平親王女とある。天祿四年（九七三）七月二十日の「日本紀略」によれば、皇后皇子が堀河院（自宅）より内裏に遷御した時に、朝光は従五位上から正五位下に昇叙している。この中宮が内裏へ遷御するに当り、その家の子である、中宮同腹の男子が昇叙に与かる。その例は、天元五年五月八日の公任の昇叙の例や、寛和二年七月九日の皇太后詮子の内裏入御の際の道隆の昇叙の例を見ると、全て中宮や皇太后の同腹ということで昇叙に与かっている。とすれば、朝光と皇子は同腹と見たほうがよい。また「権記」長保二年四月七日条の「皇后初入内日有賞例」の中に「従内大臣

第邊御内裏、藤原朝臣朝光敘正五位下、皇后弟也、十月十四日、无位昭子女王敘正三位、后母也」とあるのを見れば明らかである。

註 十四 「日本紀略」天祿四年十月十四日条。

註 十五 「小右記」永延三年(九八九)五月二十九日条によれば「左大將女御、午時許逝去云々、于時十九」とあり、逆算。

註 十六 「公卿補任」長和四年(二〇一五)「藤朝經」条より逆算。

註 十七 「公卿補任」安和二年(九六九)「藤兼通」条。

註 十八 「公卿補任」承平五年(九三五)「藤師輔」条。

註 十九 「公卿補任」天延三年「藤朝光」条。

註 二十 「公卿補任」天慶元年「藤師輔」条。

註 二十一 「公卿補任」貞元二年「藤朝光」条。

註 二十二 「公卿補任」天慶五年「藤師輔」条。

註 二十三 「公卿補任」貞元二年「藤爲光」、同「藤朝光」条。

註 二十四 「日本紀略」同日条。あるいは「公卿補任」同年「藤頼忠」・「藤朝光」条による。

註 二十五 「日本紀略」同年十月二十七日条。

註 二十六 「日本紀略」長保三年(二〇〇二)閏十二月二十二日条に「東三條院崩于行成卿第」年四十。とあり、逆算。また遵

子は寛仁元年(二〇一七)六月一日に六十一歳で崩じており、当時二十二歳であった。

註 二十七 「日本紀略」による。「公卿補任」永延三年「藤朝光」条によれば二十七日。

註 二十八 「公卿補任」永延三年「藤道隆」条。

註 二十九 「小右記」長和四年四月二十六日条に「春秋六十一」とあり、逆算。

註 三十 「栄花物語全注釈」(一)一四〇頁。「閑院」項。

註 三十一 「日本紀略」同日条によれば「子刻。内裏有^レ火。火出^レ自^レ仁壽殿西面」。但中重外舍屋不^レ燒。天皇出^レ自^レ玄輝門」。

御^二桂芳坊^一。依^二火氣熾^一。天皇遷^二御職曹司^一。中宮^{皇太子御^二縫殿寮廳^一}。一品資子内親王出^二同寮^一。真夜中に仁壽殿より出火、天皇は職曹司に、中宮皇子や皇太子、一品資子内親王は縫殿寮庁に火を避けている。このような出火の際一旦同じ所に火を避けている状況等を参照すれば、中宮皇子と資子内親王は、ごく親しかったと思われる。

註 三十二 「日本紀略」同日条によれば「申刻天皇自^二職曹司^一遷^二御太政大臣堀川第^一。不^レ稱^二警蹕^一。今日。造宮事始也。」と夕方に遷御があったことを記す。またこの日が新しい内裏の造宮始となった。

註 三十三 「日本紀略」同日条によれば「内侍所自^二縫殿寮^一奉^レ渡^二堀川院^一。」と、神器の動座も行なわれた。

註 三十四 「日本紀略」同年七月十七日条によれば「戌刻。中宮自^二職御曹司^一遷^二御權中納言藤原朝光^三條家^一。堀川家也^也」、同八月十三日条に「今日皇后自^二三條^一遷^二御堀川院^一。」と、一旦朝光邸に移り、そこから堀河院へと移っている。

註 三十五 野口孝子氏「堀河院」〔平安時代史辞典〕本編下二二二六頁。平成六年・角川書店